

令和6年（ワ）第134号 自衛隊名簿提供違憲訴訟

原告

被告 奈良市、国

第 10 準 備 書 面

被告国第4準備書面第3に対する反論

2025年11月10日

奈良地方裁判所民事部合議1係 御中

原告訴訟代理人

弁護士	佐	藤	真	理
弁護士	愛	須	勝	也
弁護士	諸	富		健
弁護士	佐	藤	博	文
弁護士	小	野	寺	義
弁護士	岸		松	江
弁護士	種	田	和	敏
弁護士	中	谷	雄	二
弁護士	清	家	康	男
弁護士	大	河	原	壽
弁護士	毛	利		崇
弁護士	八	木	和	也
弁護士	井	下		顕

1 個人情報保護法61条1項違反であること（以下、同法の条文については法律名省略）

（1）61条1項の「必要」は有用という意味ではなく、必ず要するという意味であること

同条同項に言う「法令の定める掌握事務又は業務を遂行するために必要な場合」とは、18条3項1号、69条1項「法令に基づく場合」とは異なり、当該機関の設置の根拠となる法令において「所掌事務」を定める条文に列挙されている事務のほか、「権限」を定める条文上で規定されている事務や、作用法上規定されている事務が含まれると解されている（行政機関等個人情報保護法の解説 p23）。ちなみに、同解説では「法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り」とは、個人情報の保有がこれらの所掌事務のうち、当該個人情報を保有することによって遂行しようとする具体的な事務の遂行に「必要な場合に限り許容される」意味であると解説する（同）。

この点被告国は、ここで言う「必要」を「有用であること」と広く解釈する前提に立つが、行政事務は国民生活と密接に関連するものばかりであるから、この解釈では行政機関が保有できる個人情報の範囲は無限に広がることになる。

例えば、文部科学省が教育行政を進めるために個々の生徒の学力テストの点数と世帯収入を知ることは有用であるとして、かかる個人情報を保有することが可能となる（自治体は当該個人情報を保有している）。また、厚生労働省が労働行政を進めるうえで、勤労者の勤務先、収入と健康状態を知ることは有用であるとして保有することが可能となる（自治体は当該個人情報を保有している）。また、自衛官募集業務のために「有用」であるということであれば、個人4情報には決して限定されない。例えば国民

の健康状態や親の職業なども自衛官等募集業務にとって「有用」であることに間違いなく、自衛隊が募集業務にあたって、保有することは可能ということになる（自治体は保有しており、過去には提供されていたケースもあった甲110号証）。2025年3月24日に開催された日本平和委員会と防衛省との交渉においても、防衛省担当者は、解釈としては住基4情報以外の情報も取得することができるが、運用で住基4情報に限定していると述べている（甲108、甲109）。

同条同項は、行政による恣意的な個人情報の保有・利用を法律でもって制限する趣旨であり、この点は、EUから十分性認定を受けるにあたっての法務大臣による欧州委員会委員への説明でも、「公権力の行使として、政府アクセスは法律を完全に尊重しながら実施されなければならない。日本において、個人情報は、民間部門及び公的部門において、重層的な仕組みで保護されている」（甲49、本文p1）とし、「（行個法による制限として）法第3条第1項では、法令の定める所掌事務を遂行するために必要な場合に限り、行政機関は個人情報を保有することができる」とされている（甲49、本文p6）と説明している通りである。

よって、同条同項に言う「必要」とは有用であるという意味ではその趣旨が実現できず、ここに言う「必要」とは、必ず要る（必要不可欠）という意味でしかあり得ない。

そして、被告国も事実上認めているとおり、個人4情報は募集業務を遂行するにあたって必ず要るものではない。現に未だ3割強の自治体が個人4情報の提供に応じていないが、当該自治体でも自衛隊地本は募集業務を行っている。

したがって、自衛隊地本が募集業務にあたって個人4情報を保有することは「必要」でなく、61条1項違反である。

（2）「目的」は募集ハガキの送付に限定されておらず、「目的」が限定

されていないことは明らかであること

被告国は、覚書（甲7号証）や丙12号証、甲4号証などの文書を根拠にして、個人4情報の保有目的は募集案内ハガキの送付に限定されているなどと主張する。が、丙12号証では「募集対象者情報を入手し、広報資料の送付『など』を行っております」と記載しており、広報資料送付に限定するとは書かれていない。また、甲4では利用目的として単に「自衛官及び自衛官候補生の募集事務の遂行のため」などと記載するのみで、募集事務に用いること以上にはなんらの限定も付されていない。そして、甲7号証も第1条で本覚書の目的として「自衛隊法施行令第120条に基づく自衛官及び自衛官候補生の募集（以下「本業務」という。）のため」としか記載されていない。したがって、被告国が根拠にあげる文書上では、目的は募集業務一般としか特定されていない。

そして現に自衛隊地本は、地域によっては対象者への戸別訪問など（甲14）、募集ハガキの送付とは別の目的で利用された事実もある。したがって、個人4情報の保有目的は「募集事務一般」と解さざるを得ず、目的は限定などされていない。よって、この点からも61条1項違反は明らかである。

なお、仮に募集目的が、被告国が主張するとおり、募集ハガキの案内送付に限定されていたとすると、逆に、被告国が何ゆえに生年月日や性別の提供まで受けることになるのか、その合理的理由が全くなくなる。この点、被告国は募集種目ごとに募集対象年齢が異なっており、性別も採用人員に差を設けていることから、送付先の対象を絞り込むことも想定し、生年月日、性別の提供を受けているなどと嘯く（被告国第3準備書面15～16頁）。しかしながら、対象者はすべて同学年（ある年の4月2日～翌年3月31日まで）なのであるから、対象者のうちで採用条件の範囲内と、そこから外れるものがでてくるとは考えにくく、生年月日までをも特定

し、対象を絞り込むことなどおよそ考え難い。また、性別についても、高校3年の7月に発送する現在の運用を前提とした場合、同時期にすでにある種目の募集者の男性または女性の定員を埋まっていることなど考え難く、被告国の弁解は詭弁でしかない。

2 6 2 条違反であること

同規定は、OECD 8原則のうちの「公開の原則」に対応するものであり（「新・個人情報保護法の逐条解説」宇賀克也P456）、そこでは「個人データに係る開発、実施、方針は一般に公開されなければならない。また個人データの存在、種類及びその主要な利用目的とともにデータ管理者のアイデンティティ及び住所を明らかにするための手段が容易に利用されなければならない」と定められている（原告第7準備書面p5）。これは、個人情報保有主体が、預かり知らない誰かが個人情報を知らない目的で保有し、知らない目的で利用する事態を避けるためである。

そうして、我が国における社会的実態としても、こうした考え方はすでに浸透しており、例えば「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」（甲111）でも、事業者が本人の同意を得て個人情報を取得するにあたっては、当該本人に当該個人情報の利用目的を通知し、又は公表した上で、当該本人が口頭、書面等による当該個人情報の取扱いについて承諾する意思表示をすることが望ましいとされていた。また、昨今では学校がPTAへ個人情報を提供することについても保護者への説明が必須とされており、これを怠ったケースで校長が刑事告発（地方公務員法（守秘義務）違反）される事態にまで至っている（甲112）。

しかるに、本件では住人たちが預かり知らない間に自衛隊地本が「募集

目的」で奈良市から個人4情報の提供を受け、そのことも個別には通知せず、本人が預かり知らないところでもかかる個人情報が利用されている。

被告国は、通知が容易ではないから通知しなくてもやむを得ないなどと主張するが（被告準備書面（4）p14）、（被告国の主張を前提とすれば）募集ハガキを対象者全住民に発送できるのに、取得したことの通知が発送できない理由は全くないし、そもそも通知が容易でない以上は通知しなくても良いなどという発想自体が、被告国がOECD8原則を淵源とする個人情報保護の規定を全く理解していないことの証左である。

以上のとおり、被告国は、個人情報を取得するにあたってその目的を通知することが可能であったのにこれを怠り、個人4情報を収集しており、62条の趣旨に違反することは明らかである。

3 63条違反であること

被告国は、募集相談員から得た個人情報をもって募集対象者を絞り込む行為など行っていないと主張する。

しかしながら、自衛隊地本の本来的な業務とは、自衛官募集の広報をすることにとどまらない。その業務の中心は、18歳などの対象者から適性があるものを探索し、候補者と接触し、働きかけをして応募させ、合格させることにある（いわゆるリクルーティング業務）。前述のとおり、自衛隊地本は自治体から健康状態や親の職業などの個人情報の提供を受けていたことがあるが、こうした情報も、リクルーティングのために使われていた。さらに自衛隊地本が、募集相談員として、公立中学校の学区のうち1名の割合で「地域の実情に精通した信望のある者で特に熱意のある募集協力を期待し得る」もの（甲36）を設置しているのも、対象者の成績、健康状態、親の職業、自衛隊への親和性などの情報提供を受けるためであ

る。

以上のような業務を遂行し、自衛官等の応募者を確保することを至上命題とする自衛隊地本が、提供された対象年齢者全員の名簿を、募集ハガキの送付のみに利用し、その後破棄をするなどということは凡そ考え難い。この点は、被告国からは破棄したことを示す客観証拠が一切提供されていないことから明らかである。よって、自衛隊がデータマッチングなどの違法な手段で個人情報を利用しているのは明らかで、63条にも違反する。

4 64条違反であること

原告第11準備書面で詳述するとおり、本件条例8条1項1号の「法令等に定めがあるとき」には組織法は含まれないところ、自衛隊法97条1項は組織法であるから、被告国による被告奈良市からの個人4情報の取得は、違法である。そして違法な閣議決定を経て、被告国は被告奈良市からの個人4情報の提供を受けているのであるから、「偽りその他不正の手段により個人情報を取得し」ていることは明らかで、64条に違反する。

5 69条1項違反であること

前記のとおり、被告国と被告奈良市との間で交わされた覚書の目的は、「自衛隊法施行令第120条に基づく自衛官及び自衛官候補生の募集（以下「本業務」という。）のため」（甲7）と明記されていた。

よって、覚書の記載からは、「自衛官及び自衛官候補生の募集」以外の募集業務に使用することはできないはずである。この点、被告国は、防衛大学校生も防衛医科大生も卒業後は自衛官となることができるから問題ないと主張するが、あり得ない。教育機関たる防衛大学校生や防衛医科大生

の募集は、「自衛官及び自衛官候補生の募集」とは関係がなく、自治体の機関委任事務ですらない。したがって、防衛大学校生や防衛医科大生の募集は、目的以外の目的での利用であり、69条1項に違反する。

以上